

平成 24 年度第 1 回練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成 24 年 7 月 20 日 (金) 午後 2 時 ~ 4 時  
会 場 本庁舎地下 2 階 多目的会議室  
出 席 者 委員 28 名 (うち代理出席 2 名) 欠席委員 7 名  
幹事 0 名 書記 1 名 事務局 4 名  
公開の可否 可  
傍 聴 者 0 名

1 開会 . . . . . 青少年課長

2 委嘱状交付

区職員を除く全委員に副区長から委嘱状の交付を行った。

3 会長挨拶

(区長代理の副区長から挨拶)

本日、本来ですと、区長から委嘱状をお渡しし、委員の皆さまのご活躍をお願い申し上げるところですが、区長の予定が重なり、私がお渡しさせていただきました。青少年問題協議会委員の皆さまには、これから 2 年間、練馬区の青少年の健全育成のためにお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

練馬区の青少年問題協議会は、昭和 28 年に制定された国の「青少年問題審議会および地方青少年問題協議会設置法」に基づいて、昭和 31 年に区が条例を作り、設置したものです。それ以来、半世紀以上にわたって、練馬の青少年が心身ともに健やかに成長できる地域づくりに、青少年問題協議会の委員の皆さまにご活躍いただいているところです。また、本日お集まりいただいている組織、関係機関、団体、区民の皆さまと区が連携して、様々な取り組みも行ってまいりました。しかしながら、いじめ、非行、不登校や引きこもりの問題など青少年をめぐる問題はますます解決が難しくなっております。こういう状況の中で、練馬区は、乳幼児期から青年期までの切れ目のない総合的な成長支援を強化していこうということで、本年 4 月に青少年・子どもの関係の組織を教育委員会に一元化し、取り組みを始めたところです。区長部局としても、教育委員会に協力して、一体となって、青少年の健全育成についてより施策を強化していきたいと考えております。あらためて、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日は協議会で活動方針を決めていただくこととなります。これが、毎年度、区の青少年の健全育成の基本となる方針でございます。ぜひ、それぞれのお立場で、忌憚のないご意見をいただき、より良い方針を作っていただきたいと思います。ぜひ今後とも、より一層のお力添えをお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。2 年間よ

ろしくお願いいたします。

(挨拶後、副区長退席。)

#### 4 委員(および事務局職員)の紹介

本協議会関係法令について

条例・要綱等の説明をした。

#### 5 副会長の選出について

(事務局)

今年は委員の改選の年ですので、改めて副会長を選出していただきたいと存じます。青少年問題協議会条例第4条により副会長の選出を行います。委員の互選となっておりますが、どなたかご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

事務局一任。

(事務局)

ただいま事務局一任とのお声がございました。他にないようでしたら、事務局といたしましては、副会長は青少年育成上石神井地区委員会会長の尾崎委員にお願いしたいと思えます。

よろしければ拍手をもってご承認ください。

拍手、承認

それでは、尾崎委員に副会長席にお移りいただきたいと思えます。

それでは、尾崎副会長に一言、ご挨拶をお願いいたします。

(副会長)

皆さん、こんにちは。ただいま、議長の大役を仰せつかりました、青少年育成上石神井地区委員会会長の尾崎恭司と申します。何分、不慣れでございますので、皆さまのご協力によりまして、今日の議事が滞りなく進行できますようよろしくお願いいたします。

昨今、青少年を取り巻く環境も大変複雑になっておりますが、練馬区におきましては、色々な形で行政当局が対応しております。この協議会におきましても、皆さまの忌憚のないご意見をいただきながら青少年の健全育成の力になればと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは議題に入りますが、議長は尾崎副会長にお願いしたいと思います。

(議長)

それでは議題に入ります。皆さんよろしくお願いします。

本日の会議次第に沿って進めていきます。議題ですが、

(1)平成 25 年度練馬区青少年育成活動方針(案)の策定について

(2)報告事項等

(3)その他

となっています。

議題の(1)から審議に入りたいと思います。ここで(2)報告事項 平成 24 年度練馬区青少年育成活動方針の活用方法アンケート調査結果についてと併せて事務局から説明してください。

(事務局)

平成 25 年度練馬区青少年育成活動方針(案)の策定についてでございます。

練馬区青少年育成活動方針の策定手順についてご説明いたします。育成活動方針作成の目的ですが、区では青少年の健全育成の諸施策を推進するため「練馬区青少年育成活動方針」を策定しております。昭和 50 年に「練馬区青少年育成基本構想」として、青少年育成地区委員会の活動の目安として始められました。昭和 55 年からは育成活動方針という名前になり、平成 13 年に育成地区委員の活動指針として、現在の形となっております。平成 19 年には広く周知を図るため小・中学校の全保護者にも配布を始め、平成 22 年からは、幼少期からの教育や地域との連携強化を目的といたしまして、区内保育園・幼稚園の全保護者へと配布を開始いたしました。発行部数・配布先につきましては、資料のとおりです。

活動方針の策定までの流れですが、本日この協議会でご議論いただいた後、その内容につきまして本協議会の下部組織であります練馬区青少年対策連絡会に諮問いたします。

対策連絡会では、諮問内容をもとに個別具体的な検討を行った上で、活動方針(案)を本協議会へ答申していただきます。この答申された活動方針(案)について本年度 2 回目の本協議会でご審議の上、まとめていただき、区に具申いただくものであります。

資料 2 の説明をいたします。79,500 部の育成活動方針をどうやって活用していくのかにつきましては、昨年度より、特に小・中学生の保護者の皆様に内容を伝えたいということから、配布の際に各学校における年度当初の保護者会において、できる限り説明を加えながら、小・中学校の全保護者の皆様に直接配布してもらうよう学校に協力を求めることとし、青少年育成地区委員会などにおいては、勉強会などを設け、委員の皆様への周知理解と地域活動に活かしてもらうよう協力を求めることとしております。配布後にどのような

方法で配布をしたのかにつきまして、アンケートを実施したものであります。

ここで事務局として、25年度の育成活動方針(案)の策定にあたりまして、今年1月の前回委員会からの申し送り事項がありますので、本日、各委員の皆さまよりご意見を頂戴いたす前に、ご紹介させていただきます。

その内容ですが、24年度の育成活動方針をまとめるにあたり、下部組織である練馬区青少年対策連絡会委員より、現在の育成方針は、小中学校の保護者の皆さんに文字が多いなどの理由から、なかなか読んでもらえず、必要な個所をコンパクトにまとめたものと、現況のものとの2種類の育成活動方針を作成したらどうかという提案があり、前期最後の協議会でご意見をいただいた経緯があります。その結果は、様々なご意見がありましたが、大方が、重要な内容が書いてある方針なので削ることなく、このままのボリュームで全員に配布していきたいとの意見でした。この議論があったことを今期委員会へ申し送って欲しいとのことでしたので、ご紹介いたしました。

資料1、2、申し送り事項につきましては、以上でございます。

(議長)

ただいま、事務局から議題(1)活動方針の策定について、議題(2)のアンケート結果の説明がありました。まず、アンケート調査につきまして、ご質問をいただきたいと思います。策定につきましては、後ほどご意見をいただきたいと存じます。

(委員)

これだけの内容で、これだけの部数を配布しているのだから、アンケートも配布方法だけでなく、内容を読んでもらい、中身をしっかり目を通して答えられるような工夫をしてほしいです。せっかく良いものを作っているのだから効果を出していかないとと思います。

(議長)

ありがとうございます。ご意見として承ります。他にご意見がないようでしたら、活動方針の策定につきまして進めていきたいと思います。

先ほど事務局から説明がありましたが、本日の協議会の中で審議を行い、下部組織である青少年対策連絡会へ検討をお願いするという流れになっております。

昨年度の育成活動方針にお目通しいただいて、平成25年度の方針の策定に向けて一言ずつご意見・ご質問・感想等をお一人1分程度いただきたいと思います。

(委員)

重点目標の4に絞って質問をさせていただきます。最近、地域交流の希薄化が指摘されています。教育活動だけでなく、地域活動、体験学習などで自立が身につくということがあります。教育のサポートということで、地域と保護者の距離、先生方の地域参加について区の考え方を伺いたいと思います。

(教育長)

地域と教育との関わり、積極的な地域参加ということでお話をいただきました。教育の柱は地域の絆で育むということでもあります。地域にいる専門家に学校に来ていただき、教えてもらう取り組みもあります。あるいは部活動やその他スポーツなどなかなか教育で手の回らない部分において地域の方にお手伝いいただくこともあります。それから、地域での見守りなどを含めて学校と地域とのつながりを強めていこうとしています。学校側が地域にどう参加していくかという問題はまだまだだと思えます。校長や副校長が中心になって地域の行事や様々な活動に出て、応援その他を土日を含めて行っているところです。教員がもっともっと地域の中で地域の様々な活動に参加して、地域との交流を深めていくということについて課題があるということは認識をしています。今後、地域の中の学校、開かれた学校をどういうふう具体的に進めていくかについては、様々な意見を聞きながら、学校のあるべき姿ということを見据えながら、検討していかなければならない問題だと思っております。

(委員)

ただいま、答弁いただきましたが、私も学校と地域の役割分担が大きな課題だと思えます。家庭と地域の関係というところで、重点目標2に町会や自治会等の行事に参加とありますが、親が積極的に参加しないと、なかなか子どもたちも地域との関わりが少なくなっているというような傾向が見受けられます。町会への加入率も半分に満たない現状ですし、未曾有の震災も経験していますし、地域が一体となるような方向づけをしていただければと思います。

(区民生活事業本部長)

地域ごとに人と人との顔が見える関係が今年の震災で問われたと思えます。町会・自治会の力を借りて地域の活動を支えていこうと地域コミュニティの活性化の仕組みについて区民の皆様にお示ししているところでございます。地域の中でも問題を抱えているところだと思えますので、いろいろ検討していく中で、地域の活力を維持して参りたいと考えております。

(議長)

ありがとうございます。次の方お願いします。

(委員)

子どもを育てていくのは、学校・地域・家庭だと思えますが、活動方針に「家庭で 地域で 学校で どんなことをしていますか？」とありますが、私が物足りなく感じるのは、学校との絡みが少ないと思えます。昔は学校で行事があり、通知があれば、家族総出で参加

をしていました。学校と地域、家庭とのつながりをもっと載せたほうがよいのではないかとと思います。

(委員)

重点目標3のインターネットや携帯電話といったところで、4ページにもありますが、青少年を取り巻く情報化が大きな問題になってきています。有害情報にフィルタリングをかけるというのも確かに有効な方法だと思いますが、これ以外にも様々な有害情報が入ってきているというのが現状です。重点目標3のところに、「そのためには、携帯電話・パソコンのフィルタリングを設定している」とありますが、それだけでは情報の対策として薄いのかなと。mixiやface bookといった仲間内でやりとりをする情報化が進んでいます。青少年を取り巻く我々といたしましてもしっかりと学習をして、それを知った上で対策を取っていかないと足りない部分があるのではないかとと思います。練馬区の学校での情報に対しての対策はどんなものがあるのでしょうか？

(教育長)

情報化の問題は大きなものになってきています。委員がお話いただいたようにフィルタリングだけでは解決できない大きな広がりを持っています。ネット犯罪以外にも、高額な請求がきてしまうなどの被害も広がってきています。現在学校でどのような対策を取っているかということですが、それぞれの学校では当然それぞれの取り組みをとっていますが、教育委員会としては、小学校5年生と中学校2年生について全児童、全生徒に対して講習会を実施して、様々な問題に巻き込まれないためにはどうしたらよいかを専門家を招いて実施しています。保護者に対しても、子どもとの認識が離れてしまっているのもっと講習会を実施していかなければならないと思っています。これだけでなく更に対策を行っていかなければならないと思っております。

(委員)

講習会などを実施して対応されているということで、現状の問題をこういった形で活動方針に組み込んでいくかだと思います。

(委員)

重点目標2と4の地域との連携や社会参加という部分ですが、長年親の世代から地域に住んでいる方でしたら、地域の行事に参加しやすいと思いますが、転入された方などは、どうやって関わっていいのか、自分が参加していいのかわからずになかなか参加できない若い方が多いのではないのでしょうか。初めて参加するときのハードルを下げるような工夫はされているのですか。また、重点目標1のところや虐待の問題などもそうですが、ご家庭で問題を抱えている場合は、活動方針をもらっても読まないのではないかとと思います。虐待や性の問題、薬物乱用の問題に子どもたちが巻き込まれないために、具体的にどのような対応をされ

ているのかお答えください。

(区民生活事業本部長)

前段の転入世帯の参加しやすい地域活動についてですが、地域コミュニティの活性化ということで、6/1号の区報特集号等でお読みになったかたもいらっしゃるかと思いますが、参加しやすい地域活動という方針を盛り込み支援体制の整備に当たって、その具体的なモデル地域を10月ごろに設置し、地域と相談し協働しながら、情報発信などを行うこととしているところです。また、お子さんを通じて親同士が地域で知り合い、親御さんが率先して地域の行事に参加していける環境を作っていければと思っています。

(教育長)

虐待についてですが、子どもたちにそういうことが起きないように、兆候があったら見逃さない、大人の目がしっかり見てあげて、気づいてあげて、必ずそれを関係機関につなげていくことが大切です。虐待をしている側のケアが必要な場合も非常に多く、トータルで対応していくことが重要だと思っています。もちろん、虐待を受けた子どもたちへの精神的ケアは当然なこととして、それぞれ専門的な立場でしっかりと対応していかなければならないと思っています。虐待以外にもいじめなど様々な問題を抱えた子どもたちに対して教員や大人たちがしっかりと見ていくということが大切だと思っていますし、その力をつけていきたいと思っています。

(委員)

保護者会で配布した学校も平成24年度若干増えているようなので、保護者会へ参加してくださる方にもっと説明していく機会を増やしていくことが必要なのかなと思いました。地域に参加できていない世帯などに働きかけるのは時間がかかってなかなか難しいと思うので、参加していただいている方に、理解していただき、地域を支えあうということをしていただくことが大切なのかなと思います。

(議長)

今いただいた意見は対策連絡会で検討していただきたいと思っています。活動方針をどう活かしていただくかも重要なことですが、今日のテーマは活動方針の中身についてになりますので、よろしく願いいたします。

(委員)

私は幼稚園から高校まで練馬区内の園と学校を出ておりまして、この協議会をはじめ、地域の皆様の温かい目で育てていただいたものと深く感謝しております。

青少年育成活動方針ですが、毎年皆様に詳細な議論をいただいていると思います。紙面の制約もある中、非常に練られたいいものだと感じております。より理解を深めるために、

具体的なケースを学べる機会を作り、紹介することが、この方針を達成するためにも必要だと考えています。家族・家庭・教育の柱というのはもちろんですが、一昔前から比べますと家庭と家族のありようが変わってきています。例えば、少子化・核家族化・晩婚化、また、景気が右肩上がりですと終身雇用が当たり前というような時代とは違って、共働きをせざるを得ない、不安定な未来に備えて手一杯な家庭が増加し、一昔前の家庭や家族の果たしてきた役割が低下・減少してきていると考えています。

では、低下した機能をどこで補うかということ、コミュニティだと考えます。一方で、コミュニティも変わってきており、一昔前はご近所、町会、自治会、消防団、商店街が中心だったと思いますが、今では、育児や教育を目的としたNPO団体、共働きということであれば会社も広い範疇では含んでいいかもしれません。この1年、保育、教育関係の保護者、障害児者を持つ親の会などの会合に出させていただいて感じましたのは、問題点を認識・共有をしあってケーススタディできる場をみなさんが望んでいるということです。昔は、大家族や、強いつながりのコミュニティで自然に学習できたことが、現在はなかなか難しい状況です。新たなコミュニティも積極的に構築するお手伝いをして、紹介をして、アクセスしやすいようにすることが現代では求められていると思います。例えば、活動方針裏面にNPOなども広く紹介していただいたらいかがかと思います。

また、特に最近懸念しているのは、大変な悪影響のある脱法ハーブと呼ばれるものが出回っているとのことで、青少年に与える影響を心配しています。注意喚起の必要性、記載するかどうかも含めて検討いただきたいと思います。

(委員)

練馬の教育、育成に関する問題ですが、不登校や犯罪(万引き)など23区は問題が多く、家庭での会話がいないなどの問題もあると思いますが、私は学校でしっかり教育をしてくれれば足りると思っています。教師に自信がなく、教育委員会で教師のあり方をしっかり考えていくべきだと思います。社会を取り巻く環境も時代が変わっていくが、大人たちがしっかりとした関係を作って、子どもたちにみせられるように規律を守っていかなくてはいけないと思います。スローガンもいいが、実行されていかないということを踏まえて考えていく必要があると思います。

(委員)

活動方針を見て、重点目標もよくできていると思いますが、あえて言うと、重点目標の2と4があればいいのではないかと思います。先ほどの委員もおっしゃいましたが、社会が変わってきているのは事実で、しかも少子化という中で、人間は社会の中で強く生きていくことが目的であると思います。社会が変わってきている中で社会参加を積極的に行い、お祭りなどに親が子どもたちを連れてくることで、お化け屋敷での怖い体験など、いろいろな体験をさせ、体験から学ぶことが重要だと思います。私は飲食店を営んでいます、大学を出て勉強したから儲かるかといったら、そういうことではなく、経験が大切だと思



います。

重点目標4の地域の教育力、地域の連帯ということですが、地域社会と学校が大切だと思います。いじめの問題も含めて、先ほど教育委員会の話も出ていましたが、私は学校というところは勉強を教えるところで、効率的に、体系的に、組織的に教える場所であり、しつけも教えてもらえればなお良いと思いますが、しつけは家庭で行うことだと思います。学校は勉強を全面的に行い、家庭でできないしつけを教員に求めるべきではないと思います。学校に求めるだけでなく、地域・社会・家庭でしつけを行うべきであると思います。

(議長)

皆さん、色々思いがおりかと思いますが、活動方針の内容についてお話いただければと思います。

(委員)

パンフレットについては、皆さんよく考えてできていると思います。特に重点目標の1、2は大切なことだと思います。ただ、パンフレットはきっかけであって、それだけで青少年の健全育成ができるわけではなく、パンフレットを用いながらどうやって使うか、具体的な問題を解決していくことができるのかということが大切なのかなと思います。

子どもが抱えている問題は大人が持っていることが多く、障がい者の問題は健常者が大きな問題を持っていることが多いです。色々な問題についてはそれが対応しているところで解決しなければならないと思います。家庭も学校も社会の中の一部だと思いますので、それぞれ、考えながらやっていくしかないのかなと思います。

(委員)

全体としてはよくまとまっていると思いますが、半分は親子で会話をすればよいことではないのかなと思います。すべてが社会ではなく、家庭で始まることが多いと思います。重点目標2ですが、私たち体育協会の中にスポーツ少年団という組織がありまして、15の種目で活動していますが、好きな種目に偏りが見られます。大勢のお子さんが様々なスポーツを楽しむ場面を作らなければならないと、今年の11月23日にスポーツ少年団の子どもを中心に2,000名を対象にどなたでもできる種目を選んで、一日参加できる機会を予定しています。また、ボランティア活動として、11月に光が丘公園でのロードレースに中学生20名ほどのボランティアを予定しています。体育協会としても、機会があれば色々協力をしたいと思っております。

(委員)

今まで私も地域で活動してきて、地域参加するきっかけというのは難しいなと思います。きっかけができないと、地域で活動しているボランティアの方も高齢化してきているので、世代間の格差等で入りづらい状況というところもあるのかなと思います。世代を引き込む、

巻き込むような活動、施策がもう少しあったほうがいい気がします。あと、「電話をしてみませんか」と言葉はいいのですが、具体的にどういふときに電話をしていいのか、過去にこういうことで電話がありましたとか、こんなことで電話していいですよといった気軽さとか手軽さがあつたほうがいいと思います。見たときに、末期的な症状になつたときとか駆け込み寺のような気がして、もう少し気軽に電話できるような、キャッチコピーとかキャッチフレーズがあるといいのかなと思つました。

(委員)

パンフレットですが、少しずつ改良を積み重ねてきて、見やすく、わかりやすい点ではいいのかなと思つます。先ほどの委員がおっしゃつたことに同感でございます。あともう1点、保育園や学校で保護者が集まる機会に先生方を通して配布しているということが見えてきましたが、保護者会に参加するといふ方は意識のあるご家庭の方で、問題意識を持つてほしい、何かあつたときに遠慮なく相談してほしいと願つている方にはなかなか保護者会にいらしてもらえないケースが圧倒的に多いのが現実かなと思つます。ぜひ参加した保護者の方が、来なかつた近所や同じクラスの顔見知りの保護者の方にひと言話してもらつとか、来られない方のことをちょっとでも気にかけてもらい、近所やスーパーなどで会つたときなどにでも、ちょっと会話をするなどの日常を積み重ねて、何かあつたときに地域の方々に相談できるような絆づくりができればいいなと思つます。少しずつでも意識を持つた人たちから地域に目を向けてもらうことが大切ではないかなと思つます。

(委員)

パンフレットですが、毎回毎回工夫されて今回もよくしつかりとできていると思つますが、毎日毎日いじめの問題がテレビや新聞で報道されて、私にも義務教育に通つている孫がいますので、孫たちは大丈夫かなと心を痛めております。先生方も大変だとは思つますが、毎日あのような悲惨なニュースが報道されることは大変つらいことだと思つております。パンフレットの重点目標4に家庭・学校・地域・関係機関の連携の推進とありますが、みんなで協働して楽しいこと、例えば、夏休みに入ると私どもの町内では盆踊りで、学校関係のPTAの方々などが協力して出店をし、子どもたちも喜んで参加しています。色々楽しい地域の行事に参加して子どもたちが明るく過ごせるといいなと思つております。何とか良い社会になるように家庭の教育も大切だと思つますし、地域社会の問題もあると思つますが、みんなで協力していい子どもが育つように良い環境を作つていければと思つます。

(委員)

このパンフレットは良くできていると思つますが、PTAの活動をして、4年目になりますが、4年前の自分だとこれは見ていないと思つます。恥ずかしい話ですが、重点目標1の「そのためには、」というチェック項目の当てはまるものが2つしかなかつたです。今は、

PTA 会長という役職があるので、地域の方々の活動にも入っていき、関連団体とも話ができるようになりました。私は 10 年前に練馬区に引っ越してきて、よそ者だったのですが、地域の方の視点から作っているのかなと感じます。転入してきた人に地域の活動に参加しようと言っても、参加できないです。意識がないので来ないと思います。保護者会にしても意識がある人しか参加しないです。意識のない人は学校からのお知らせも見えていないと思います。いろいろと話を聞きますが、子どもの問題は学校の責任ではなく、親の責任だと思います。健全な子を育てるには健全な親を育てないといけないと思います。ちゃんとした親をつくるために、学校の先生との連携をしっかりとって、学校の先生からも親を指導してほしいと思いますが、なかなか難しいと思うので、地域で親を育てていければいいのかなと、親を育てることが子どもを育てることにつながるのかなと考えています。

(議長)

ありがとうございます。皆さん大変熱い気持ちがあるかと思いますが、時間のこともありますので、活動方針に沿ったご意見をまとめていただければと思います。

(委員)

子どもたちのために素晴らしいものができるなど、練馬の子どもたちは幸せだなと思います。私も子どもの頃から練馬の小・中学校へ通い、現在、私の子どもが中学生で、残念ながら去年は不登校になったりなど色々あるのですが、学校や行政のバックアップ制度もすごく良くなり、今は立ち直ってくれています。

1 つ気になるところがあるのですが、重点目標 3 の「そのためには、」の部分で飲酒・喫煙・薬物乱用がいけないことを教えていると書かれている部分についてですが、飲酒・喫煙については成人に対しては合法であり、薬物乱用と同列に表現されていることに対して、未成年の飲酒・喫煙がいけないことというのはわかりませんが、ここの表現が気になりました。

(委員)

毎年、いただいておりますが、絵がアットホームな絵で、心が穏やかになるような絵で毎年毎年、絵は違いますが、周りの評判もとてもいいです。重点目標 1 ~ 4 までありますが、係の方の説明を聞いて、参加させてみませんかというところでは、若い母親の方も練馬区でこんなことをやっているんだなと関心をもっていますので、少しずつですが広がっているんじゃないかと思います。

(委員)

子ども青少年育成地区委員会は区内に 17 地区ありまして、委員の数は 2,088 名おります。先ほどから色々なご意見がありまして、なかなか地域に参加できないというご意見がありましたが、それぞれの地区委員会で広報誌を発行し、学校を通じて、行事があるたびにチ

ラシを配布しています。若い方が参加する機会がないとのことですが、どんなきっかけであれ、地域に青少年育成地区委員会がありまして、紹介やPTAの役員の方などが参加しているので、そういう方が話すことで、地域のコミュニティが広がっていくのではないかと思います。

24年度の活動方針ですが、今までと比べてとても見やすく、書かれていることを皆さんが実行したら、練馬区の青少年の健全育成の問題は起きないんじゃないかと思います。可能であれば文字数を減らしたほうがいいのかと思いますが、これ以上削ると内容がわからなくなってしまうと思いますので、私自身はこのままでいいと思います。

(委員)

私の子どもが青年リーダーとして小学4年生のときに転入してきたのですが、5年生より小学4年生の現在まで続けています。中学も私立に通っていたので、地域とのつながりはすごく薄いのですが、成人式の司会を務めたり、新参者でも楽しく練馬区でやっていっているというモデルになっていると思います。

活動方針ですが、以前に比べてすっきりまとまってきたと思います。先ほど事務局の説明がありましたが、昨年の協議会で「量が多すぎるのではないか、もう少し見やすいものにしたらどうか」という意見が出たことは確かですが、青少年問題協議会で話し合うことは難しいので、対策連絡会ですっきりしたものを作ってみていただき、それに対して議論ができると思うので、今年度は無理でも来年度以降に向けて新しい形のものを出してほしいと思います。

(委員)

資料を見ましたが、素晴らしい資料だなと思いました。これを一つひとつ消化していけば子どもたちは健やかに育つと思います。1つだけ、重点目標の4で「そのためには、」に率先して、笑顔で挨拶をしているとありますが、どうして挨拶するのかなと聞かれたときに大人はどう答えるのでしょうか。「挨拶はされるものではなく、するものである」とあるといいなと思います。次のルールやマナーを守る姿を見せているというのも大人の生き方・あり方の姿勢だと思いますし、大人はしっかり子どもたちに話す、学校も指導することだと思います。また、近所の子どもの相談にのっているのですが、私は地域のパトロールをしていますが、子どもたちに声をかけていて、それが縁で地域の小学校の校長先生に朝礼で子どもが元気になる話をしてほしいと頼まれ、5分間の話をしました。後日、子どもたちに声を掛けられました。挨拶はされるものでなくするものという前向きな姿勢で大人がいれば、町会や地域などでも自ずから温かいものが出てくると思います。区内の保育園、幼稚園、小・中学校に配布した資料「青少年育成活動方針」の末尾に「見ましたよ」とかの感想等のフィードバックがあるとやりがいがあります。私は、学校は学習するところで、学校の先生を信頼していますので、応援していきたいと思っています。

(委員)

私は練馬区民ではありますが、調布市に特定非営利活動法人「青少年の居場所」を立ち上げて2年になります。延べの利用人数が4,000人、地域の登録している子どもは112人に達しています。色々な事象の子どもたちと接してみて、客観的に見ることはできないかも知れませんが、学校の先生も警察の方もそれぞれ立場を変えれば皆さんとても頑張っていると思います。残念ながら、行政の制度の中では救えない子どもがいるのが現状です。

パンフレットを見させていただいたのですが、もしできるのならば、小学生向けと中学生向けのパンフレットを分けることはできないのでしょうか。中学生、中学生の保護者の方には子育てという言葉はちょっとぴんとこないですし、親子の発見とかの方がいいのかなと思います。小学生の子どもが見るのにはいいのですが、中学生の子どもが見るのは抵抗があるのではないかと気がします。もちろんネットの話などは小学生よりは中学生向きかもしれませんが、そのように感じました。

(委員)

パンフレットを見まして、2点ほど思いました。1点は重点目標3の携帯電話やパソコンのフィルタリングということですが、携帯電話については親が契約をしているのですから、その時点で有害サイトにいかないようにある程度は防げると思っています。今の小学生・中学生・高校生も大人もそうですが、ゲーム社会になっています。中には悪質というか、闘いばかりの殺し合いのゲームなどをやっているという平気で人を傷つけることができちゃうのではないかと、そのことが犯罪につながるのではないかと思っています。ゲームについて触れられている部分がないので、そこが気になりました。ゲームをする際の注意点などの記述がほしいと思いました。それと4ページの我が家のルールを作ろう！とありますが、小学生だと夕べの音楽で帰ると思いますが、中学生、高校生になると帰りが遅くなりますので、帰宅時間を決めようということで、帰宅時間が遅くなると犯罪などに巻き込まれることも多くなると思っていますので、家族のルールを作って早く帰宅させたほうがいいなと思いました。

(委員)

今日はお話を伺っておりまして、いかに地域の中に小学校の教育活動を理解していただいて、いかに保護者の方に学校の教育活動に力を尽くしていただいているのかを考えさせていただきました。本校でもパンフレットを4月に配布しましたが、4月は保護者会の議題が多くて、私のほうから15分程経営方針を説明した中で紹介させていただいたのですが、今日改めて見ますと、2回目・3回目の保護者会のときに活用して、話題にしながら各学級で懇談会を進めていくと非常に子どもたちのためにいい視点を与えてくれるのかなと思いました。さっそく9月以降の学級懇談会で増刷りして活用していきたいと思いました。

例えばホームページの更新につきましても、指導員の方を派遣していただき更新しますが、このパンフレットのPDFをいただいてこれをホームページに貼り付けてアクセス

した方が少しでも投げかけることができるかなと感じた次第でございます。先ほどから教員の課題について非常に重いお話もございましたが、子どもたちにいかに質の高い授業を与えていくのかというのが学校に与えられた課題なのかなと改めて思っています。

重点目標2の社会参加機会を増やそうというところで、学校行事につきましても、回覧板や掲示板等で案内をさせていただいて、少しずつではありますが、学校に足を向けていただいております。これからも、青少年育成地区委員の方々や、学校応援団の方々、町会自治会の方々、PTA・保護者の方々のお力添えをいただいて、更に地域の中の行事に子どもたちを参加させていきたいなと強く感じたところでございます。

(委員)

高校というところは地域にありながら、行政の縦割りの部分がありまして、区の教育委員会の管轄になっていないということで、孤立しているというような思いがあります。

このパンフレットは非常に良くできていますが、うちの学校はどのように関わるのかなと思う部分がいくつもあるのですが、遠慮されている部分があるのか、高校生にこういうことをしてくださいとか、こういうことをやっていきたいとかの投げかけがあっているのかなと中身をみて感じています。

関係機関ということで、小学校・中学校との連携については行いやすいのですが、その他の機関との関わりは持ちづらいと思っています。高校生や高校に要望したいということがあるのではないかと思います。本校も練馬区内だけでなく、色々な地域の子子どもたちが来ていて地域の子子どもたちだけではないのですが、学校の姿勢として地域にある学校なので、こういう取り組みをしてほしいなどの要望を遠慮せずに盛り込んでいただけると中身としていいものができるのかなと思います。ぜひこちらとしても関わっていきたく思っております。

(議長)

ありがとうございました。皆様から大変貴重なご意見をいただきました。この活動方針はただのペーパーではなく、皆さんの魂を込めたものを作っていたきたいという思いを込めまして、対策連絡会へお願いしたいと思っております。限られた時間でございます、まだ言い足りないといこともあるかと思っておりますが、よろしいでしょうか。他に意見がないようでしたら、事務局にまとめていただきたいと思っております。事務局をお願いします。

(事務局)

委員の皆様には日頃から青少年の健全育成にご尽力いただいているそれぞれの立場で、貴重なご意見をありがとうございました。本日いただきましたご意見はこちらで議事録にまとめます。その際に、皆様にご発言いただいた部分についてご確認いただく所存でございます。その上で、議事録としてまとめて、送付申し上げます。この議事録が青少年対策連絡会の資料となります。

(議長)

では、今出された意見をふまえて、平成 25 年度青少年育成活動方針の素案を青少年対策連絡会で作成していただきたいと思います。よろしければ拍手でご承認ください。

拍手、承認

(議長)

ありがとうございました。それでは承認されましたので、平成 25 年度青少年育成活動方針(案)の策定を、青少年対策連絡会に諮問することにします。

(事務局)

ありがとうございました。

(議長)

それでは、議題の(2)の報告事項に入ります。 つきましては終了していますので、の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について、事務局で説明してください。事務局で説明してください。

(青少年係長)

- (2) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について  
青少年事業の平成 23 年度実績および平成 24 年度計画について

(議長)

以上の事務局からの報告事項について何か質問はございますか。  
ないようですので、報告事項につきましては以上といたします。  
続きまして、議題(3)その他に入ります。 の子ども防犯ハンドブックの寄付受領について、事務局で説明してください。

(青少年係長)

- (3) 子ども防犯ハンドブックの寄付受領について

(議長)

この件につきまして何かありますでしょうか。

(委員)

発行を始めてから、十数年経っていますが、中身は改定されているのでしょうか。

(事務局)

毎年その時期に合わせて、加除訂正という形で少しずつ改定しております。

(委員)

他の法人会の方に、紹介をして好評をいただいています。

(議長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

ないようでしたら、今回せっかくの機会ですので、区内の少年非行の動向につきまして、区内三警察署の代表の方からお話をいただきたいと思います。

(委員)

区内の少年非行ということですが、この時期ですので、今年の上半期の4月から6月までの数字をご紹介させていただきます。ご存知のとおり練馬区内、練馬警察、光が丘警察、石神井警察と3つの警察署がございます。この3署で取り扱った事案ですが、この上半期に検挙した少年が187名で、署ごとにみますと、練馬40名、光が丘71名、石神井76名合計187名の少年を検挙しております。その187名のうち身柄を拘束したもの、逮捕したものが31名です。昨年と比較して大きな増減はございません。そして、検挙に至らない不良行為ですが、深夜に出歩くとかたばこを吸っているなどの不良行為で警察が補導した少年ですが、1,069名述べ人数になります。練馬140名、光が丘484名、石神井445名ということですが、

検挙の内容について、例年同じような内容ですが、約4割が万引きです。次に多いのが約3割乗り物盗です。乗り物盗というのは、自転車泥棒や、オートバイ泥棒です。万引きと乗り物盗で全体の7割を占めております。以前から全国的にこういう傾向です。

警察では、万引きや乗り物盗を初発型犯罪とっており、いきなり強盗をする子はまれでして、強盗や傷害致死などで捕まえると前には万引きや自転車泥棒で捕まったことがあるという子が多いというのが実態です。最初にやってしまう、万引きや自転車泥棒を防ぐことができれば、大きな犯罪にはならないということですので、初発型非行の対策に力をいれているところでございます。

先ほど委員の方から脱法ハーブの話が出たと思いますが、心配、懸念は警察も同じです。皆さんもニュース等で脱法ハーブということを目にすることが多いと思いますが、非常に多くなってきています。例えば、脱法ハーブを吸引して呼吸困難になって救急搬送される事案は、区内の数字はないのですが、都内で今年110名ぐらいいます。昨年の同時期は数名、一桁でした。昨年に比べて十数倍、二十倍近くになっている、益々広まっているという状況です。脱法ハーブは字のとおり直接、法で規制されていないもので、大体が乾燥植物に薬事法で指定薬物に該当しない薬物を混ぜて作ります。ただ、指定薬物とほとんどは



人体への影響が大差ないものです。薬事法で規制されている薬物は化学式で規制されているのですが、化学式の一部を変えた薬物を使って作っており、直接規制がかからないようにして、なかなか取り締まりも難しいという状況ですが、警察も、警告・指導、子どもたちに対しての薬物乱用に対しての教室の実施などに力を入れています。脱法ハーブは非常に心配ですが、一般的な薬物、覚醒剤や大麻、シンナーなどの事案は最近ではほとんどありません。その点では、学校の先生をはじめとする関係機関の努力が浸透してきているのかなと感じています。

最後に、先ほどから出ている意見で、子どもを見守る地域の目、地域の力、地域コミュニティの話があり、感じたことですが、私たち警察から見ると、以前に比べると子どもを見守る地域の目、意識が高まってきていると感じます。例えば、児童虐待の通報件数が増えてきています。ほとんどが、児童虐待には当てはまらない場合が多いのですが、中には緊急を要するケースもあります。そういった意味では、地域のコミュニティもまだまだ捨てたものじゃないなと感じております。

(議長)

ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、何かご質問がありましたら、お願いいたします。

(委員)

脱法ハーブの件ですが、練馬区内で取り扱い、販売しているところはあるのですか。

(委員)

練馬区内ではないです。新宿や渋谷などで、お香として販売しているところが多いです。あとは、ネットで販売していることが多いです。

(委員)

補導の数を聞いてびっくりしたのですが、このあたりの原因や、教育委員会との連携はどのようにされているのですか。

(委員)

もちろん、ケースごとに色々と協力していただいています。原因は非常に難しく、ケースによって色々あると思いますが、我々がどこまで関われるかということもありますし、先ほど話がありましたが、家庭の事情が大きいのかなと感じています。

(議長)

ありがとうございました。以上で、本日予定していた議題は終了しましたが、本会に対する審議事項、ご意見等何かございましたらお願いします。

(委員)

先ほどお話がありましたが、核家族になり、家庭で親が子どものしつけの方法がわからなくなっているのではないかと思います。先生に親も育ててほしいという意見もありましたが、幼児期からの家庭でのしつけが大切だと思います。

(議長)

時間も過ぎておりますので、本日の会は閉めさせていただきたいと思います。事務局でまとめをお願いします。

(事務局)

事務局から2点ご報告申し上げます。本日は青少年対策連絡会への諮問事項が1件決定しました。諮問文については、第1回青少年対策連絡会の際に事務局からお渡しいたします。もう1点ですが、次回の青少年問題協議会の開催日時、会場についてですが、平成25年1月28日(月)午後2時から、練馬区役所本庁舎20階、交流会場で開催いたします。よろしくお願いいたします。

(議長)

皆さまのご協力で議題を進めて終了することができました。これをもちまして、平成24年度第1回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。